

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第54号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「、労役場留置」を「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。